

概要版

# 第八次 綾町総合長期計画

令和3年度 → 令和7年度

自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾

あらゆる生命がかがやくまち  
みんなで創る 日本のふるさと 綾

令和3年3月



宮崎県綾町



## 1. 第八次綾町総合長期計画策定の目的と役割

### (1) 計画策定の目的

本町は、「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」をめざすべきまちの姿として、平成28年に綾町第七次総合長期計画を策定し、町民と行政が知恵と力を出し合い、協力してまちづくりを進めてきました。

これまで、先人たちの優れた先見性とたゆまぬ努力により、「照葉樹林都市・綾」を基調として、ユネスコエコパークへの登録、豊かで活力に満ちた教育文化のまち、安全・安心な有機農産物等を生産する自然生態系農業のまち、そして、手づくり工芸の里、農村と都市との交流共生のまち・教育スポーツ合宿交流の里、産業観光のまち・綾として着実な成果をあげてきました。

この間、人口減少・少子高齢社会の本格的な到来は、経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響を与え、わが国のこれまでの社会経済の仕組みが大きく転換してきました。

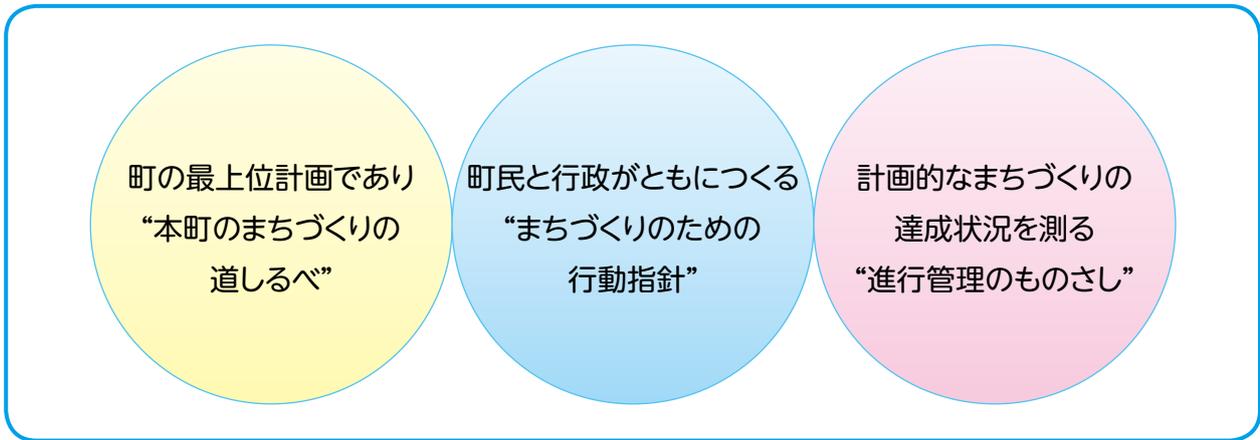
さらに、人々の意識や関心においても変化が見られ、東日本大震災以降、安全・安心に対する意識がこれまで以上に高まり、人と人とのつながりや家族関係・近隣関係の重要性が再認識されています。

これに加えて、社会の成熟化が進み、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へ、そして、人生100年時代を迎え、社会・経済の活力を高め、さらには、社会保障制度を持続可能なものとしていくためにも、健康寿命を延伸し、生涯にわたって活躍できる社会づくりへと動いています。

こうした社会状況の変化や、多様化・高度化する町民ニーズに応えながら、活力ある綾町を次世代につないでいくため、町民がいきいきと暮らせる持続可能なまちの実現をめざしていくことが求められています。そのためには、長期にわたる将来を見据え、新型コロナウイルス感染症への対応も含めて、新たなまちづくり課題への的確な対応が必要となってきます。

第八次綾町総合長期計画は、こうした社会経済情勢、地域の状況及びこれまで築きあげてきたまちづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、「綾町が持続的に発展していく」まちづくりに取り組むための総合的な指針として位置づけ策定します。

## (2) 計画の役割



## (3) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」・「基本計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下の通りです。

### ■基本構想（5年間）

基本構想は、本町の特性・町民のニーズ・時代の潮流、本町の置かれている位置や直面する課題等を検討し、将来像や基本目標、そして、それを実現するための施策の体系等を示すものであり、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年の構想です。

### ■基本計画（5年間）

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、今後、取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、基本構想と同じ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### ■目標型の計画・実施計画

基本構想と基本計画をもって総合長期計画とし、毎年度、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定める実施計画を策定し、設定した目標指標を各部門のマニフェスト\*として、予算編成とともに見直しを行い、マネジメントシステム\*との連携を図って、総合長期計画の進行管理を行います。

\* マニフェスト：政策の数値目標

\* マネジメントシステム：方針及び目標を定め、その目標を達成するために組織を適切に指揮管理するための仕組み

## 2. 時代の潮流と町への影響

第八次綾町総合長期計画を策定するにあたっては、時代の潮流を把握し、それに的確に対応することが重要です。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

(2) 地方創生の推進

(3) 地域コミュニティ\*の希薄化

(4) SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組の展開

(5) 持続可能な社会に向けた環境政策の展開

(6) 高度情報化社会の進展

(7) 安全・安心な社会の実現

(8) 多様性を認めあえる社会づくり

(9) 「我が事・丸ごと」の地域づくり

## 3. SDGs との連携

SDGsとは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国が取り組む普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示されています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、本町では、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えるために、総合長期計画の各分野において、関連する目標指標を掲げることにします。

\* コミュニティ：人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体

## 4. 町民の意識と期待

町民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るため、令和元年11月にアンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。

調査対象	配布数・回収数	有効回収率
18歳以上の町民	1,000票 ・ 344票	34.4%

※加重平均値の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（満足度）を算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{評価点} = & \left( \begin{array}{l} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば満足している」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば不満である」の回答者数} \times -5 \text{点} \\ + \\ \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array} \right) \div \left( \begin{array}{l} \text{「満足している」} \cdot \text{「どちらか} \\ \text{といえば満足している」} \cdot \\ \text{「どちらともいえない」} \cdot \text{「ど} \\ \text{ちらかといえば不満である} \\ \text{」} \cdot \text{「不満である」の回答} \\ \text{者数} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

この算出方法により、評価点(満足度)は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に-10点に近くなるほど評価が低いと考えられる。

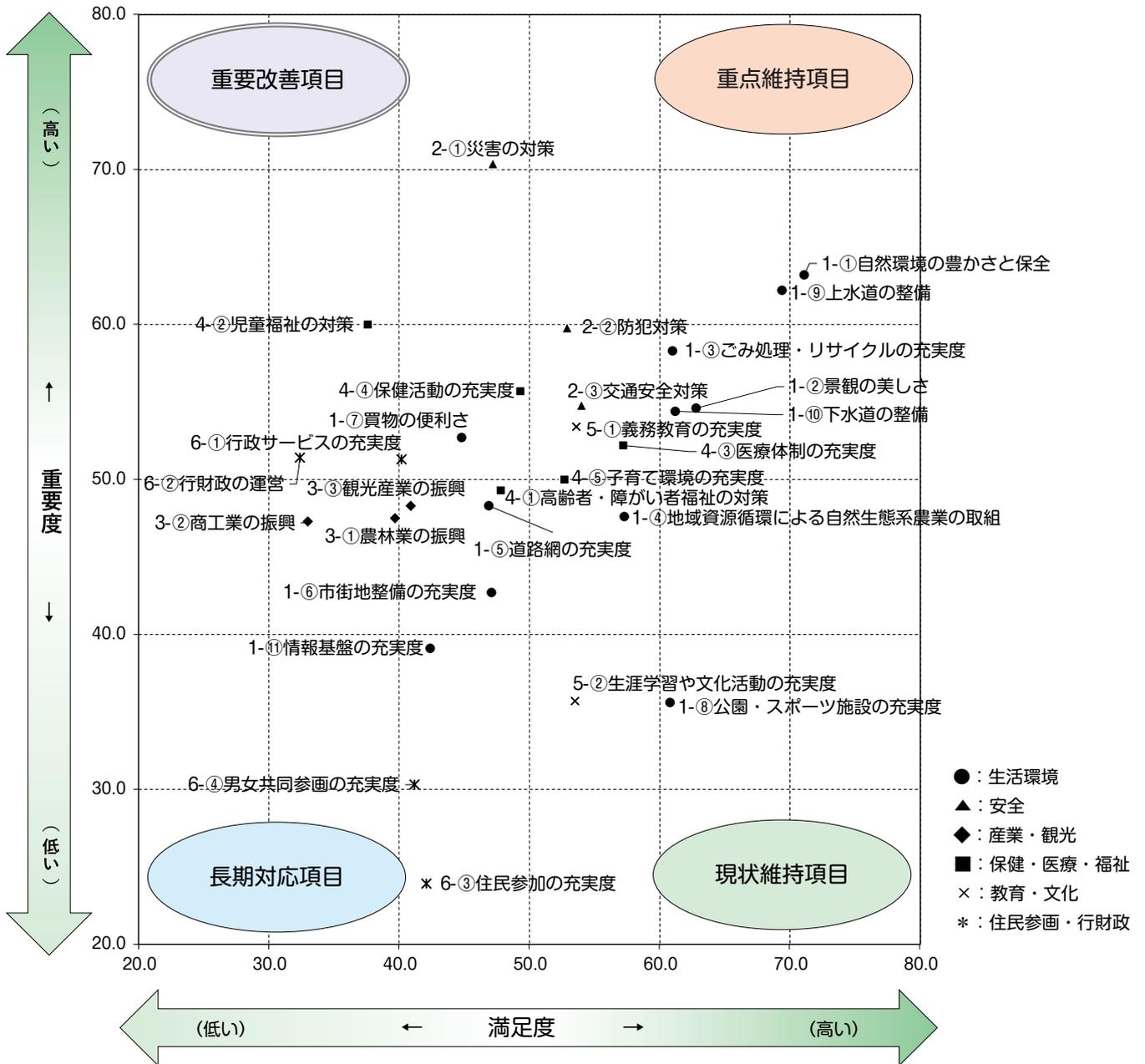
### 満足度と重要度の関係

満足度と重要度の分析結果を踏まえ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するための1つの試みとして、満足度評価と重要度評価の偏差値を相関させた結果を図に表しました。

この結果をみると、満足度が低く重要度が高い『重要改善項目』として、「1-⑦買物の便利さ」、「2-①災害の対策」、「4-②児童福祉の対策」、「4-④保健活動の充実度」、「6-①行政サービスの充実度」、「6-②行財政の運営」の6項目が挙げられます。

満足度も重要度も高い『重点維持項目』としては、「1-①自然環境の豊かさと保全」、「1-②景観の美しさ」、「1-③ごみ処理・リサイクルの充実度」、「1-⑨上水道の整備」、「1-⑩下水道の整備」、「2-②防犯対策」、「2-③交通安全対策」、「4-③医療体制の充実度」、「4-⑤子育て環境の充実度」、「5-①義務教育の充実度」の10項目が挙げられます。

【満足度と重要度の関係】



## 5. まちづくりの基本理念

綾町では昭和 58 年に制定した「綾町憲章」に基づき、

### 「照葉樹林都市・綾を基調とし、 「自然と調和した豊かで活力に満ちた教育文化都市」

を基本理念としたまちづくりを推進してきました。

#### 綾 町 憲 章

豊かな自然と伝統を活かしみんなの英知と協力で  
未来にひらく町をめざすために

- ◆自然生態系を生かし育てる町にしよう
- ◆健康で豊かな活力ある町にしよう
- ◆青少年に誇りと希望をいだかせる町にしよう
- ◆生活文化に創意と工夫をこらす町にしよう
- ◆思いやりとふれあいで明るい町にしよう

第八次綾町総合長期計画においては、基本理念を踏まえつつ、まちづくりのための総合的な施策の体系を定めていきます。

## 6. めざすべきまちの姿

まちづくりの基本理念を踏まえて、町民と行政がともにめざすべきまちの姿を次のとおり設定し、6つのまちづくりの柱を定めます。

自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾

— あらゆる<sup>いのち</sup>生命がかがやくまち

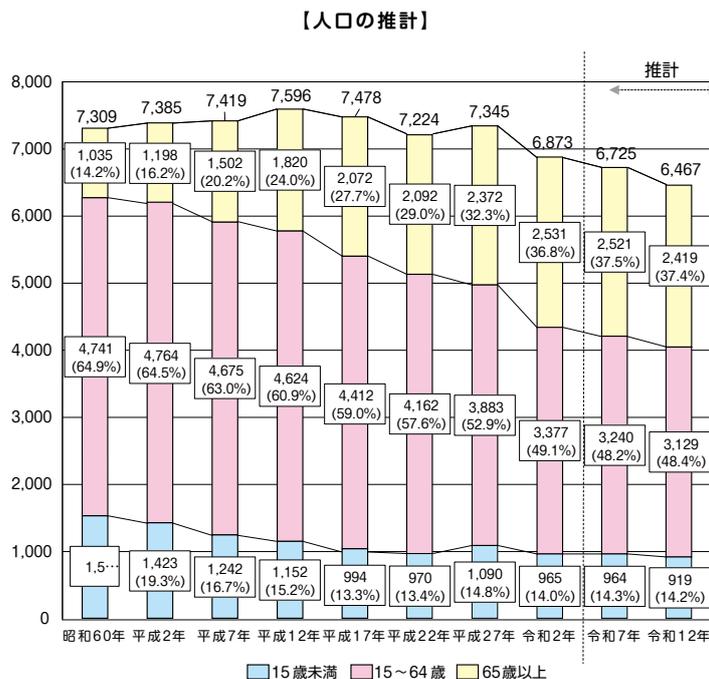
みんなで創る 日本のふるさと 綾 —

- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり
- 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 郷土を担う人づくり
- 共に支えあい自立するまちづくり
- 快適で美しいまちづくり

## 7. まちづくりの枠組み

### (1) 将来人口の予測

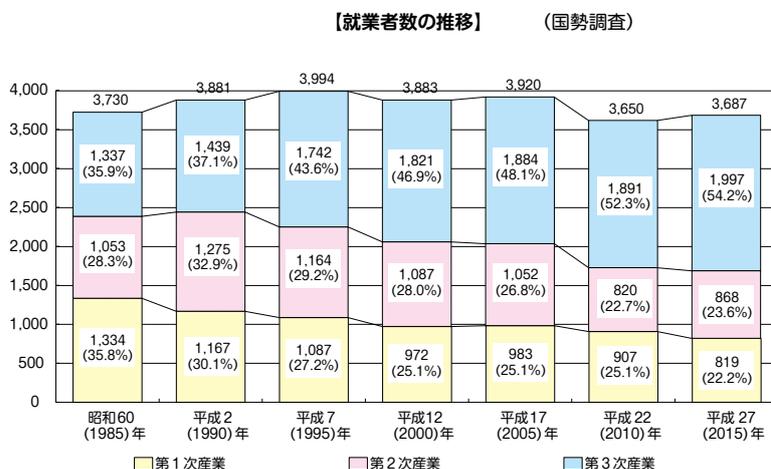
本構想では、第2期の人口ビジョンと総合戦略を進めていくことにより、人口が自然減から自然増へ、さらに社会増へと進んで、将来にわたり持続的に発展を遂げていくまちづくりをめざすことを基本としますが、ここでは、国立社会保障・人口問題研究所の推計数値を一つの目安として掲げます。



### (2) 就業者数の推移

本町における就業者数は、平成7年から相対的に減少傾向にあります。

産業別では、第1次産業就業者、第2次産業就業者は減少傾向にあり、第3次産業就業者は増加傾向にあります。



## 8. 基本目標（施策の大綱）

将来像を実現するため、次のとおり、6つの基本目標と26の施策を定めます。

基本目標	施 策
(1) 安全で安心して暮らせるまちづくり ～生活基盤分野	1-1 防災・消防・救急体制の充実 1-2 道路・交通ネットワークの充実 1-3 住宅・市街地の整備 1-4 交通安全・防犯対策の充実 1-5 消費者対策の充実 1-6 電子自治体の推進
(2) 力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり ～産業振興分野	2-1 農林水産業の振興 2-2 商工業の振興 2-3 観光・レクリエーションの振興 2-4 産業・雇用・定住対策の充実
(3) 健康でいきいきと暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉分野	3-1 保健・医療の推進 3-2 地域福祉の推進 3-3 高齢者福祉の充実 3-4 障がい者福祉の充実 3-5 社会保障の充実（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、年金）
(4) 郷土を担う人づくり ～子育て・教育・文化分野	4-1 子育て支援の推進 4-2 幼児・学校教育の充実 4-3 社会教育の充実（生涯学習、生涯スポーツの振興、青少年の健全育成、地域文化の育成）
(5) 共に支えあい自立するまちづくり ～コミュニティ・行財政分野	5-1 自治公民館活動 5-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成 5-3 行財政運営の充実
(6) 快適で美しいまちづくり ～自然・生活環境保全分野	6-1 ユネスコエコパークを活かしたまちづくり 6-2 循環型社会の構築 6-3 上下水道の整備 6-4 公園・緑地・水辺の整備 6-5 景観の保全・整備（ユネスコエコパークにふさわしい自然と調和した景観づくり）

## (1) 安全で安心して暮らせるまちづくり

### ～生活基盤分野

#### ■施策■

##### 1-1 防災・消防・救急体制の充実

- 暮らしを自然災害から守り、安全を確保するため、避難行動要支援者・要配慮者対策、消防団活動の活性化、防災・減災の視点に立った町の強靱化を推進します。
- 自然災害・異常災害の頻発・大規模化等の他、テロや感染症などの新たな危機事案の発生を踏まえて、総合的な危機管理体制の確立に努めます。

##### 1-2 道路・交通ネットワークの充実

- 道路については、幹線道路との道路ネットワークの構築に向けて、利便性・安全性の一層の向上のため、国道をはじめ県道の整備改良を積極的に要望するとともに、歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、生活道路の交通安全施設などの設置に努め、ボランティア活動などによる美化と維持管理を促進します。
- 道路・橋梁などのインフラ\*について、点検・補修・更新を計画的に維持管理し、長寿命化を図ります。
- 路線バス等の公共交通については、利用者ニーズを活かした利便性が高く、使いやすい公共交通網の構築を促進します。

##### 1-3 住宅・市街地の整備

- 住宅の整備については、耐震化を進めるとともに、町営住宅の適正な維持管理を図ることに加えて、定住を促進するための空き家対策を図ります。公園・緑地については、子どもの遊び場の確保とともに、憩いと交流の場としての運用・保全・整備に努めます。

##### 1-4 交通安全・防犯対策の充実

- 町民が安心して生活が営めるよう、交通安全・防犯に関する啓発、地域での見守り、交通安全・防犯に関する組織の育成など、地域での相互扶助に取り組みます。

##### 1-5 消費者対策の充実

- 消費者保護に関する啓発等を行うとともに、消費者教育を推進し、自立する消費者の育成に努めます。また、より細やかな相談対応や情報提供を行います。

##### 1-6 電子自治体の推進

- 町の施策や取組などを広報紙やホームページ等を通じて活発に発信するほか、行政の仕組みや事業について直接説明をする機会を設けるなど、広報機能の強化に努めます。
- 町政への提言や要望などを速やかに行政サービスに反映させるため、広聴機能の強化に努めます。
- 生活の質的向上と町全体の活性化に向け、Society 5.0の恩恵を生かしつつ、デジタル社会への移行に対応した電子自治体の構築と情報通信の格差是正について町全体の情報化として一体的に進めます。
- インターネット・スマートフォンなどの適正な利用について啓発します。

\* インフラ：生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称

## (2) 力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり

### ～産業振興分野

#### ■施策■

##### 2-1 農林水産業の振興

- 町の地域経済を活性化し、町民の生活基盤となる働く場を確保するとともに、安定した財政基盤を確立するために産業の振興を図ります。
- 自然生態系農業の取組を継続することによって、消費者の信頼をより強固なものにするとともに、担い手の確保・育成と経営の規模拡大・安定化を図ります。
- 生物多様性の視点に基づいて、農地・森林・河川の持つ多面的な機能の保全に努めます。

##### 2-2 商工業の振興

- 商業・サービス業においては、その活動の活性化とともに、中小企業の基盤強化などを支援し、歩いて楽しめる市街地環境の整備や商業基盤の整備などを図ります。
- 工業においては、手づくり工芸の更なる振興を図るとともに、自然との共生が図れる企業の誘致を推進します。

##### 2-3 観光・レクリエーションの振興

- 観光・交流では、地域に活力を生み出すため、おもてなしの心を磨き、既存観光施設などの更なる充実と新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、広く国内外との交流を活発化させ、地域資源を活用した滞在型産業観光の育成を推進します。

##### 2-4 産業・雇用・定住対策の充実

- 産業の各分野において、町の地域資源に立脚した6次産業化の促進と起業支援を行い、1次・2次・3次産業とリンクした町全体の活性化を図ります。さらに、コミュニティビジネスなど新たな産業の育成に努めます。
- 関係機関や団体と連携し、雇用対策や勤労者福祉の向上・充実に努め、1億総活躍の理念のもと、高齢者・障がい者・女性の雇用機会を増やすために、各種制度の普及・促進などの啓発に努めます。

## (3) 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### ～保健・医療・福祉分野

#### ■施策■

##### 3-1 保健・医療の推進

- 健康であることは社会生活の基本であり、食は健康の源であることから、健康づくりと食育をまち全体で推進します。
- 自らの健康は自らで守ることを基本としつつ、これまでつくり上げてきた健康管理体制の活用を基本としながら、すべての町民が元気で健康に暮らすための健康づくり事業を推進します。
- 安心して生活していくために、十分な医療等が受けられる体制の整備を図ります。

##### 3-2 地域福祉の推進

- すべての人が豊かな社会の果実を手にすることができる、支え合いと助け合いの社会実現のために保健・医療・福祉関係団体をはじめ、各種産業団体やコミュニティ団体等との連携を強め、全町的な地域福祉のネットワーク化を図ります。

##### 3-3 高齢者福祉の充実

- 超高齢社会にあって、高齢者が地域に見守られながら生きがいを持って生活できるよう、シルバー人材センター・高年者クラブとの連携などにより、健康で長生きできる社会づくりに努めます。

##### 3-4 障がい者福祉の充実

- 障がいがある人の社会参加と就労を促進するため、良質な福祉サービスの提供に努め、障がいがある人もない人も地域でともに生活できる「共生の社会」に向けた取組を推進します。

##### 3-5 社会保障の充実（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、年金）

- すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

## (4) 郷土を担う人づくり

### ～子育て・教育・文化分野

#### ■施策■

##### 4-1 子育て支援の推進

- 人づくりはまちづくりであることを認識して、郷土愛とグローバル\*な視点に基づき物事を生み出していく創造性や感性に優れ、挑戦力を持った人材の育成を進めます。
- 少子高齢化と多様化する保育ニーズに対応するため、これまで進めてきた子育て支援策をさらに充実・発展させ、子育てしやすい環境づくり・子どもを安心して生み育てられる環境づくり、子育て世帯に寄り添うまちづくりを推進します。

##### 4-2 幼児・学校教育の充実

- 学校においては、基礎的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他者を思いやり郷土を愛する豊かな心、たくましく生きるための健康や体力づくりなどの育成を推進します。

##### 4-3 社会教育の充実（生涯学習、生涯スポーツの振興、青少年の健全育成、地域文化の育成）

- すべての町民が生涯にわたって学び、楽しむとともに、その成果を地域に活かせる施策を推進します。
- 子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。
- 生涯にわたり、それぞれのライフステージ\*に応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会の提供と適切な種目の紹介や施設の運営に努めます。
- 豊かな自然に包まれたまちの歴史・文化を学び、郷土への愛と誇りを育むことのできる施策を推進します。
- 国内外の都市・地域・団体等との交流活動を活発化させ、交流による地域文化の振興を図ります。
- 町内の民主団体の横連携を図ります。
- 町で活躍する各種団体と連携し、その活動を支援するとともに、町外も含めた幅広い連携により、目的型コミュニティの育成を図ります。

\* グローバル：国境を越えて、地球全体にかかわるさま。

\* ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階

## (5) 共に支えあい自立するまちづくり

### ～コミュニティ分野・行財政分野

#### ■施策■

##### 5-1 自治公民館活動

- 自治公民館活動を中心とする地域活動は、本町における自治とまちづくりの核となるものであり、地域コミュニティに基礎を置くものです。
- 社会が発展するにつれ、人々の社会生活における基盤は、従来の地縁に結びついた地域コミュニティから、職場や学校、文化・スポーツ活動、NPO など多様な社会組織の中に重層的に存在することとなり、町民のまちづくりへの参加も、地域コミュニティ以外の様々な社会組織を通じて多角的に行われるようになっていきます。
- これからの地域コミュニティのあり方を考えるとき、人と人が支え合い助け合う絆社会を構築することが大事であるため、自治公民館活動などの活発化と地域活動への理解と参加、情報の共有化を図りながら、多様なまちづくりの担い手の育成と協働をより一層促進し、地域の諸課題の解決に向けた地域活動を支援します。

##### 5-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成

- 町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現をめざして、男女共同参画の取組を推進します。

##### 5-3 行財政運営の充実

- 健全財政を維持しつつ、重点的に取り組む分野には体制を整えて戦略的に臨み、必要な行政サービスを提供していきます。
- 町の組織・機構については、常に効果的・効率的であることを検証しながら見直しを行います。
- 時代の潮流を捉え、町民ニーズに的確に応えた行政サービスを継続的に提供するため、地域の実情やニーズを丁寧に汲み上げて施策を企画立案・実行し、そのフィードバック\*を得て次の改善へとつなげていくという施策の好循環を構築します。
- 社会資本の維持管理・更新については、公共施設等総合管理計画により、コストを低減していく適切な対応に努めます。

\* フィードバック：行動や成果に対する評価内容を伝え、より良い結果へ導くための手法を指す。

## (6) 快適で美しいまちづくり

### ～自然・生活環境保全分野

#### ■施策■

##### 6-1 ユネスコエコパークを活かしたまちづくり

○生活の基盤となる生物多様性事業の取組とユネスコエコパークを活かした保全管理計画を核とし、快適で美しいまちづくりを総合的に進めます。

##### 6-2 循環型社会の構築

○快適で美しい生活環境を実現するために、豊かな自然生態系との調和と保全を第一として、良好な生活環境を確保するため、町民一人ひとりから事業所、行政に至るまで環境美化・ごみの4R\*・廃棄物処理対策・自然と生活環境の保全に対する意識向上をめざした更なる啓発に取り組めます。

##### 6-3 上下水道の整備

○上水道については、将来の安定供給・災害などに強い施設整備に努めます。  
○下水道については、加入促進と合併処理浄化槽の普及を推進します。

##### 6-4 公園・緑地・水辺の整備

##### 6-5 景観の保全・整備（ユネスコエコパークにふさわしい自然と調和した景観づくり）

○照葉樹林帯などの自然や田園、それらと調和した町並みの景観の保全・向上に取り組めます。  
また、公共施設などの建築にあたっては、景観と調和したデザインの導入に努めます。

\* ごみの4R：リフューズ（Refuse：ごみの発生回避）、リデュース（Reduce：ごみの排出抑制）、リユース（Reuse：製品、部品の再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった運動

自然と共生する町・  
照葉樹林都市・綾町



# 綾ユネスコ エコパーク

Aya Biosphere Reserve

## 第八次綾町総合長期計画 **概要版**

発行年月 令和3年3月

発行 宮崎県 綾町

編集 綾町企画財政課

〒880-1392 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 515 番地

電話 0985-77-2948 FAX 0985-77-2094